

高年齢者雇用安定助成金 高年齢者活用促進コース

高年齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなく
いきいきと働ける社会を構築していくために、
高年齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置を
実施した事業主に対して、助成金を支給します。

制度ご案内 平成28年4月

高年齢者を積極的に活用しようとする企業

高年齢者の雇用環境整備
に関する計画の策定

計画書提出

独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構

計画認定

高年齢者活用促進措置の内容

(1) 新たな事業分野への進出等

- ・ 高年齢者が働きやすい事業分野への進出(新分野への進出)
- ・ 既存の職務内容のうち高年齢者の就労に向く作業の切り出し(職場または職務の再設計)

(2) 機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善

- ・ 高年齢者の就労機会の拡大が可能となる機械設備の導入・改善、作業方法、作業環境の改善等

(3) 高年齢者の就労の機会を拡大するための雇用管理制度の導入・見直し

- ・ 賃金制度・能力評価制度の導入等
- ・ 短時間勤務制度の導入等
- ・ 専門職制度の導入等
- ・ 研修システム・職業能力開発プログラムの開発等

(4) 高年齢者に対する健康管理制度の導入

- ・ 法定の健康診断以外の健康管理制度(人間ドックまたは生活習慣病予防検診)の導入

(5) 定年の引上げ等

- ・ 定年の引上げ
- ・ 定年の定め廃止
- ・ 希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入

高年齢者がいきいきと働ける職場の実現



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

1 支給対象となる事業主

高齢者雇用安定助成金(高齢者活用促進コース)(以下「助成金」といいます。)は、次の①から⑨までのいずれにも該当する事業主に対して支給します。

- ① 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ② 審査に必要な書類等を整備・保管している事業主であること。
- ③ 審査に必要な書類等を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」といいます。)の求めに応じ提出または提示する、実地検査に協力する等、審査に協力する事業主であること。
- ④ 環境整備計画書を機構の理事長に提出し、計画認定を受けていること。
- ⑤ 認定された環境整備計画に基づき、環境整備計画の実施期間内に、次の(1)から(5)までのいずれかの高齢者活用促進の措置(以下「高齢者活用促進措置」といいます。)を実施した事業主であること。
 - (1) 新分野への進出、職場または職務(以下「職場等」といいます。)の再設計による、高齢者の職場等の創出
 - (2) 機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善による、既存の職場等における高齢者の就労の機会の拡大
 - (3) 高齢者の就労の機会を拡大するための高齢者の雇用管理制度の導入・見直し
 - (4) 高齢者に対する健康管理制度の導入
 - (5) 定年の引上げ等
- ⑥ 環境整備計画書提出日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条または第9条(※1)の規定に違反していないこと。
- ⑦ 支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者(※2)が1人以上いること。
- ⑧ 高齢者活用促進措置の実施に必要な許認可等を受けていること。
- ⑨ 高齢者活用促進措置の実施に要した経費であって、別に定める対象経費を支払った事業主であること。

(※1) 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条」とは、60歳以上の定年を定めていること、「第9条」とは、65歳以上の定年か継続雇用制度を定めていることをいいます。

改正高齢者雇用安定法では、経過措置として、継続雇用制度の対象者を限定する基準を年金支給開始年齢以上の者について定めることが認められています。基準の対象年齢は3年毎に1歳ずつ引き上げられますので、基準の対象年齢を明確にするため、就業規則の変更が必要になります。

なお、この経過措置は、改正高齢者雇用安定法が施行されるまで(平成25年3月31日)に労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合に限りです。

(※2) 「雇用保険被保険者」とは、雇用保険の一般被保険者および高齢継続被保険者をいいます。

2 助成金を支給できない事業主

次のいずれかに該当する事業主に対しては、助成金を支給しません。

- ① 不正支給をしてから3年以内に申請をした事業主、または申請日後、支給決定日までの間に不正支給をした事業主(不正支給とは、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとするをいいます。)
- ② 支給申請した年度の前年度より前のいずれかの年度の労働保険料を納入していない事業主
- ③ 支給申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
- ④ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
- ⑤ 暴力団と関わりのある事業主
- ⑥ 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主
- ⑦ 不正支給を理由に支給決定を取り消された場合に、機構が事業主名等を公表することについて、同意していない事業主

3 支給額

支給対象経費(高齢者活用促進措置の実施に要した経費で、計画実施期間内に着手し、支給申請日までに支払いが完了したものに限り)の2/3(中小企業事業主以外は1/2)を支給します(千円未満は切捨て)。(上限1,000万円)

ただし、当該高齢者活用促進措置の対象となる、1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者(新分野への進出等の措置の対象となる者にあつては、支給申請日の前日に雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者)1人につき20万円を上限とします(※3)。

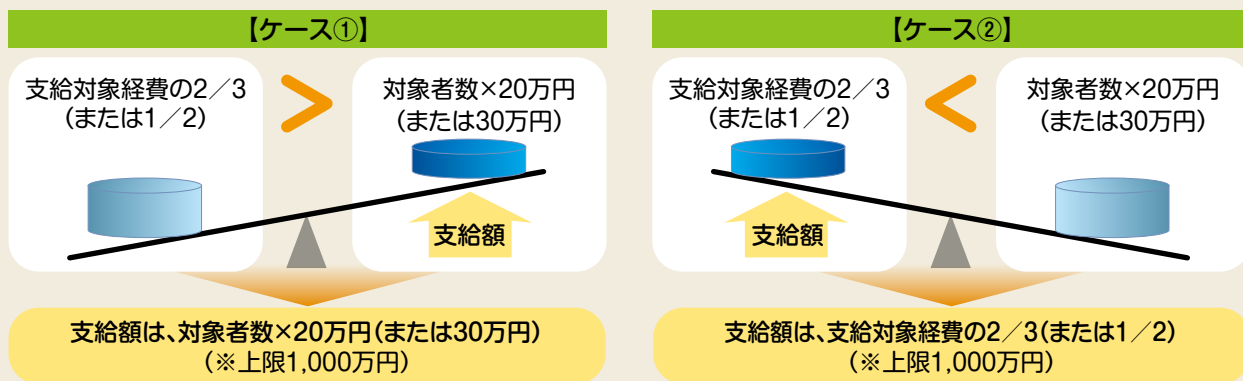
なお、次の①から③のいずれかに該当する事業主の場合は、高齢者活用促進措置の対象となる、60歳以上の雇用保険被保険者1人につき30万円を上限とします。

- ① 建設、製造、医療、保育または介護の分野に係る事業を営む事業主
- ② 支給申請日の前日において、高齢者活用促進措置を実施した雇用保険適用事業所の雇用保険被保険者に対する65歳以上の高齢者継続被保険者の雇用割合が4%以上である事業主
- ③ 高齢者活用促進措置のうち「機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善」を実施した事業主(ただし複数の高齢者活用促進措置を実施した場合は当該措置の対象となる者に限り)。

(※3) 人事異動等による配置転換により、同一企業で同一人を複数回対象として申請することはできません。

【参考】支給額のイメージ

支給対象経費の2/3(または1/2)と、対象者数×20万円(または30万円)を比較して、少ない方の額が支給額となります。



【参考】中小企業事業主とは

中小企業事業主の判定は、資本金等の額または企業全体で常時雇用する労働者の数により行います。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

個人、特例社団法人、一般社団法人、公益社団法人、特例財団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、労働組合、協同組合、社会福祉法人等(会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社をいう。))または士業を規定する法律に基づく法人(弁護士法(昭和24年法律第205号)、税理士法(昭和26年法律第237号)、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)その他士業を規定する法律の規定により設立される法人をいう。))以外の事業主等)にあつては、常時雇用する労働者の数により判定します。

4 他の助成金との併給の制限

この助成金の支給を受けることのできる事業主が、同一の事由により、他の助成金や補助金等の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては、助成金は支給しません。

5 高齢者活用促進措置の内容および支給対象経費

	高齢者活用促進措置の内容	支給対象経費
(1) 新分野への 進出等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 新分野への進出(現在営んでいる事業とは別の業種に進出し、高齢者の知識・経験等を活かした職場または職務の創出を行うこと) ◎ 職場または職務の再設計(既存の職場または職務について分析し、高齢者に向く作業を切り出すこと等により、職場または職務の創出を行うこと) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 計画策定経費 ② 許認可等手続経費 ③ 職務分析、機械設備の購入、改修工事経費 ④ 高齢者に対する講習経費 ⑤ 事務所、機械設備の賃借料 ⑥ コンサルタントとの相談経費 ⑦ その他必要と認められる経費
(2) 機械設備の 導入等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 機械設備の導入・改善(主に指先、視覚、筋力等身体的機能を使う作業について、作業補助具その他機械設備の導入等により、その機能の低下を補完し、作業負担の軽減を図ること等により、高齢者の職業能力を十分発揮できるようにするものをいう。) ◎ 作業方法の改善(主に判断力、注意力等を要する作業について、作業指示の平易化等作業方法の改善により、判断力、注意力等の低下を補完し、作業における安全を確保すること等により、高齢者の職業能力を十分発揮できるようにするものをいう。) ◎ 作業環境の改善(照明、室温、湿度等の作業環境の改善により、作業効率を高めるとともに、作業負担の軽減を図ること等により、高齢者の職業能力を十分発揮できるようにするものをいう。) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 作業手順書の作成、機械設備の購入、改修工事等に要した経費 ② 高齢者に対する講習経費 ③ 機械設備の賃借料 ④ コンサルタントとの相談経費 ⑤ その他就労の機会の拡大のために必要と認められる経費
(3) 雇用管理 制度の 導入等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 高齢者に係る賃金・人事処遇制度の導入・改善 ◎ 労働時間制度(短時間勤務制度、隔日勤務制度等)の導入 ◎ 高齢者向けの専門職制度の導入 ◎ 新たな職場または職務において必要となる、研修システム・職業能力開発プログラムの開発・導入 	<ul style="list-style-type: none"> ① 専門家への委託費・コンサルタントとの相談経費 ② ソフトウェア開発、備品購入経費 ③ ソフトウェアまたは備品の賃借料 ④ その他就労の機会の拡大のために必要と認められる経費
(4) 健康管理 制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 労働協約または就業規則による高齢者に対する健康管理制(人間ドックまたは生活習慣病予防検診)の導入(受診費用の半額以上を事業主が負担すること) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 専門家への委託費・コンサルタントとの相談経費
(5) 定年の 引上げ等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 労働協約または就業規則による定年の引上げ、定年の定め(の廃止または雇用保険被保険者であって定年後も引き続いて雇用されることを希望する者全員を対象とする定年後継続雇用制度)の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ① 専門家への委託費・コンサルタントとの相談経費 ② その他必要と認められる経費

【健康管理制度の導入による、みなし費用】

上記「(4)健康管理制度の導入」の措置の実施に要した経費(専門家委託費等)がある場合は、経費の額にかかわらず、当該措置の実施に30万円の費用を要したものとみなします。

(注)当該措置の申請は、企業単位で1回限りとなります。

【66歳以上までの雇用制度の導入による、みなし費用】

上記(1)から(5)のいずれかの措置の実施に要した経費のある事業主が、労働協約または就業規則により、新たに次の(a)から(c)までの法定超(66歳以上)の雇用制度を導入した場合は、当該制度の導入に100万円の費用を要したものとみなします。

[上記「(5)定年の引上げ等」の措置のみの実施に要した経費のある事業主が法定超(66歳以上)の雇用制度を導入した場合、当該支給対象経費は、専門家委託費等の実費の額にかかわらず、100万円のみとなります。]

(a) 66歳以上への定年の引上げ

(b) 定年の定め(の廃止)

(c) 65歳以上への定年の引上げおよび希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入

(注) 過去に中小企業定年引上げ等奨励金、継続雇用定着促進助成金(平成21年度以降支給決定分)、高齢者職域拡大等助成金、高齢者雇用モデル企業助成金、70歳定年引上げ等モデル企業助成金の支給を受けた事業主に対しては、適用しません。また、企業単位で1回限りとなります。

6 申請の手続き

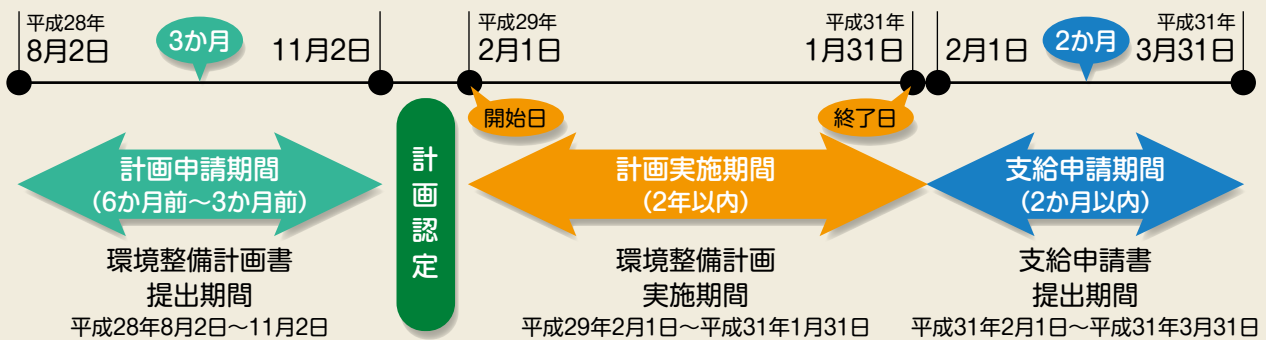
(1) 環境整備計画書の提出

助成金の支給を受けようとする事業主は、環境整備計画書に必要書類を添えて、環境整備計画の開始日から起算して6か月前の日から3か月前の日までに、主たる事務所または当該高年齢者活用促進措置を実施する雇用保険適用事業所の所在する都道府県の支部高齢・障害者業務課(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課)に提出してください。

(2) 支給申請書の提出

支給申請書に必要書類を添えて、環境整備計画の実施期間の終了日の翌日から起算して2か月以内に、都道府県の支部高齢・障害者業務課(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課)に提出してください。

【申請期間の例】(環境整備計画の実施期間が平成29年2月1日～平成31年1月31日(2年間)の場合)



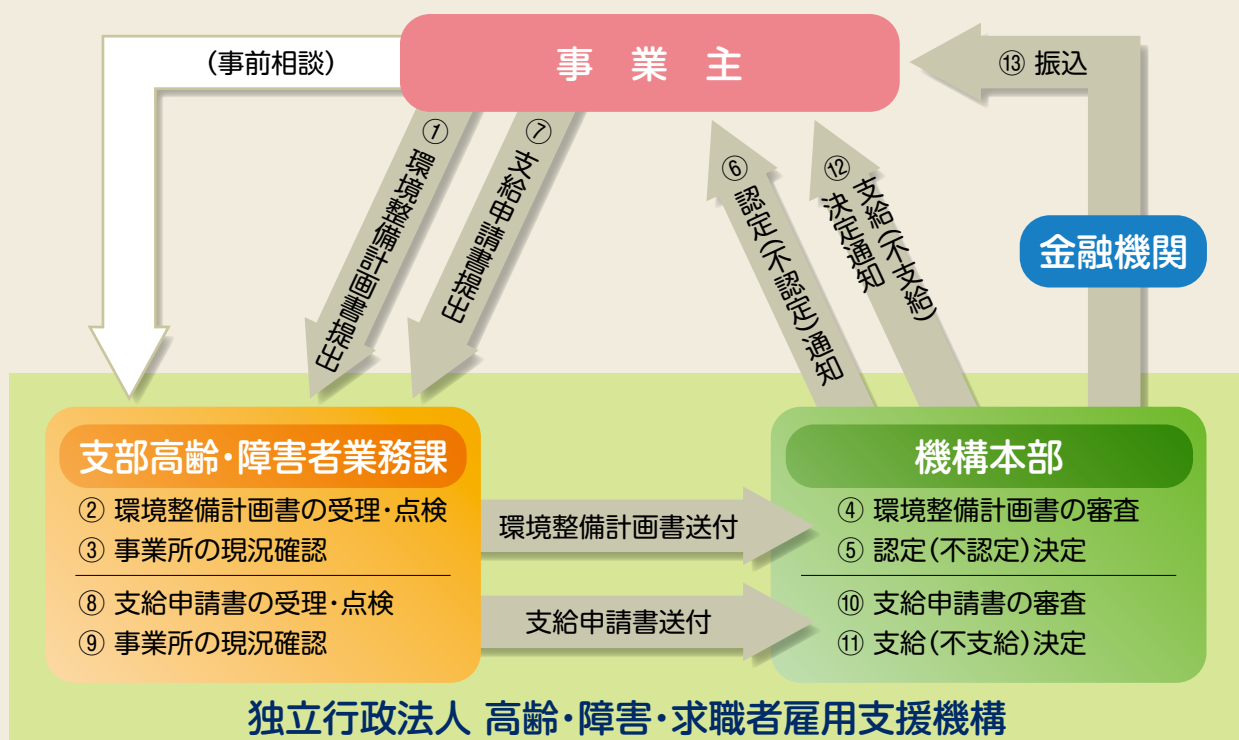
7 「支給申請の手引」および「申請様式」について

申請方法を詳しく説明した「支給申請の手引」を都道府県支部に用意しております。

また、申請様式は、機構ホームページからダウンロードできます。

(当機構トップページ(<http://www.jeed.or.jp/>)→高齢者の雇用支援→助成金→申請書類とお進みください。)

【申請から支給までの流れ】



③⑨ 事業所の現況確認：環境整備計画書・支給申請書提出時には、申請内容が適正であるか事業所を訪問の上、現況確認調査を行います。高齢従業員の方と面接する場合があります。

お問い合わせ先

ご相談・申請等は、下記の都道府県支部の高齢・障害者業務課（東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課）へお問い合わせください。

支部名	住所	電話番号	FAX
北海道	〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1-4-1 北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351	011-622-3354
青森	〒030-0822 青森市中央3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125	017-721-2127
岩手	〒020-0024 盛岡市菜園1-12-10 日鉄鉱盛岡ビル5階	019-654-2081	019-654-2082
宮城	〒985-8550 多賀城市明月2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288	022-361-6291
秋田	〒010-0951 秋田市山王3-1-7 東カンビル3階	018-883-3610	018-883-3611
山形	〒990-2161 山形市大字漆山1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567	023-687-5733
福島	〒960-8054 福島市三河北町7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510	024-526-1513
茨城	〒310-0803 水戸市城南1-1-6 サザン水戸ビル7階	029-300-1215	029-300-1217
栃木	〒320-0072 宇都宮市若草1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226	028-623-0015
群馬	〒379-2154 前橋市天川大島町130-1 ハローワーク前橋3階	027-287-1511	027-287-1512
埼玉	〒336-0931 さいたま市緑区原山2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112	048-813-1114
千葉	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3 ハローワーク千葉5階	043-204-2901	043-204-2904
東京	〒130-0022 墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2284	03-5638-2282
神奈川	〒241-0824 横浜市旭区南希望が丘78 関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010	045-360-6011
新潟	〒951-8061 新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21ビル12階	025-226-6011	025-226-6013
富山	〒933-0982 高岡市八ヶ55 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881	0766-23-6445
石川	〒920-0352 金沢市観音堂町へ1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001	076-267-6084
福井	〒910-0005 福井市大手2-7-15 明治安田生命福井ビル10階	0776-22-5560	0776-22-5255
山梨	〒400-0854 甲府市中小河原町403-1 山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723	055-242-3721
長野	〒381-0043 長野市吉田4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001	026-243-2077
岐阜	〒500-8842 岐阜市金町5-25 住友生命岐阜ビル7階	058-265-5823	058-266-5329
静岡	〒422-8033 静岡市駿河区登呂3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622	054-280-3623
愛知	〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-2-28 名古屋第二埼玉ビル4階	052-533-5625	052-533-5628
三重	〒514-0002 津市島崎町327-1 ハローワーク津2階	059-213-9255	059-213-9270
滋賀	〒520-0856 大津市光が丘町3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214	077-537-1215
京都	〒617-0843 長岡京市友岡1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481	075-951-7483
大阪	〒566-0022 摂津市三島1-2-1 関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0722	06-7664-0364
兵庫	〒650-0023 神戸市中央区栄町通1-2-7 大同生命神戸ビル2階	078-325-1792	078-325-1793
奈良	〒630-8122 奈良市三条本町9-21 JR奈良伝宝ビル6階	0742-30-2245	0742-30-2246
和歌山	〒640-8483 和歌山市園部1276 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900	073-462-6810
鳥取	〒689-1112 鳥取市若葉台南7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803	0857-52-8785
島根	〒690-0001 松江市東朝日町267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677	0852-60-1678
岡山	〒700-0951 岡山市北区田中580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166	086-241-0178
広島	〒730-0825 広島市中区光南5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150	082-545-7152
山口	〒753-0861 山口市矢原1284-1 山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050	083-995-2051
徳島	〒770-0823 徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階	088-611-2388	088-611-2390
香川	〒761-8063 高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791	087-814-3792
愛媛	〒791-8044 松山市西垣生町2184 愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780	089-905-6781
高知	〒780-8010 高知市棧橋通4-15-68 高知職業能力開発促進センター内	088-837-1160	088-837-1163
福岡	〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310	092-718-1314
佐賀	〒849-0911 佐賀市兵庫町大字若宮1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117	0952-37-9118
長崎	〒854-0062 諫早市小船越町1113 長崎職業能力開発促進センター内	0957-35-4721	0957-35-4723
熊本	〒861-1102 合志市須屋2505-3熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888	096-249-1889
大分	〒870-0131 大分市皆春1483-1大分職業能力開発促進センター内	097-522-7255	097-522-7256
宮崎	〒880-0916 宮崎市大字恒久4241 宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556	0985-51-1557
鹿児島	〒890-0068 鹿児島市東郡元町14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内	099-813-0132	099-250-5152
沖縄	〒900-0006 那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301	098-941-3302

●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ → <http://www.jeed.or.jp/>

●高齢者関係の助成金についてはこちら → <http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/>

（当機構トップページ→高齢者の雇用支援→助成金とお進みください）